

④ 波及効果の望める事業を優先します

① 平成27年度の収入が給付文書交付額を超過する施設を優先し、②平成29年度入札者成金申請書類を提出した施設を優先し、③平成27年度も応募書類を提出し、④平成27年度も応募書類を提出し、⑤平成27年度も応募書類を提出し、⑥平成27年度も応募書類を提出し、⑦平成27年度も応募書類を提出し、⑧平成27年度も応募書類を提出し、⑨平成27年度も応募書類を提出し、⑩平成27年度も応募書類を提出し、⑪平成27年度も応募書類を提出し、⑫平成27年度も応募書類を提出し、⑬平成27年度も応募書類を提出し、⑭平成27年度も応募書類を提出し、⑮平成27年度も応募書類を提出し、⑯平成27年度も応募書類を提出し、⑰平成27年度も応募書類を提出し、⑱平成27年度も応募書類を提出し、⑲平成27年度も応募書類を提出し、⑳平成27年度も応募書類を提出し、㉑平成27年度も応募書類を提出し、㉒平成27年度も応募書類を提出し、㉓平成27年度も応募書類を提出し、㉔平成27年度も応募書類を提出し、㉕平成27年度も応募書類を提出し、㉖平成27年度も応募書類を提出し、㉗平成27年度も応募書類を提出し、㉘平成27年度も応募書類を提出し、㉙平成27年度も応募書類を提出し、㉚平成27年度も応募書類を提出し、㉛平成27年度も応募書類を提出し、㉜平成27年度も応募書類を提出し、㉝平成27年度も応募書類を提出し、㉞平成27年度も応募書類を提出し、㉟平成27年度も応募書類を提出し、㊱平成27年度も応募書類を提出し、㊲平成27年度も応募書類を提出し、㊳平成27年度も応募書類を提出し、㊴平成27年度も応募書類を提出し、㊵平成27年度も応募書類を提出し、㊶平成27年度も応募書類を提出し、㊷平成27年度も応募書類を提出し、㊸平成27年度も応募書類を提出し、㊹平成27年度も応募書類を提出し、㊺平成27年度も応募書類を提出し、㊻平成27年度も応募書類を提出し、㊼平成27年度も応募書類を提出し、㊽平成27年度も応募書類を提出し、㊾平成27年度も応募書類を提出し、㊿平成27年度も応募書類を提出し、㊿平成27年度も応募書類を提出し、

平成29年度

福祉助成金募集要項

応募期間

平成28年10月1日から平成28年11月30日まで
(当日消印有効)

ヤマト福祉財団は、障がいのある方々の収入が増えれば豊かで幸せな人生の夢が実現すると信じ、福祉施設が「経済的自立力」を兼ね備えることが、障がい者の望む「夢の福祉」であると考えています。

そこでヤマト福祉財団は、福祉施設の方々へのお手伝いとして、「経済的自立力」向上のため新規事業の立上げや生産性向上に必要な設備や機器の購入を支援する助成金事業を行っています。

応募される施設・団体は、本募集要項をご精読のうえ、希望の助成金申請書に記入し、期限までに提出してください。

公益財団法人ヤマト福祉財団

I. 障がい者給料増額支援助成金

1. ジャンプアップ助成金

すでに障がい者の給料増額に一定の実績がある施設・事業所に対し、さらに多くの給料を支払うための事業資金として定額500万円を助成します。

(1) 募集内容

- ① 助成金額 定額500万円
- ② 助成件数 最大10件程度
- ③ 助成対象事業
 - 障がい者の給料増額のモデルとなる本格的なしくみを取り入れた事業
 - 総事業費600万円以上^{*1}の事業を対象にします
 - 現在ある備品等の代替費用および材料費等の消耗品は対象になりません

(2) 応募要件

- ① 平均給料一人当り既に月額2万円以上^{*2}支給していること
- ② 平成27年4月から1年間の給料支給実績がない事業所・施設は対象になりません
- ③ 平成30年2月末日までに事業を完了し、助成金を受給すること
- ④ 助成対象となる事業所・施設
 - 就労継続支援A型事業所・就労継続支援B型事業所・福祉工場
 - 地域活動支援センター・生活介護事業所

※1 差額は自己資金とし、地元の信用金庫等から融資を受ける事業を最優先に助成します

※2 $\text{年間給料総支給額} \div (\text{期末在籍数} \times 12 \text{ヵ月})$

$\text{年間給料総支給額} \div (\text{期末定員数} \times 12 \text{ヵ月})$

どちらかで試算した月額平均給料が2万円以上支給していれば可

2. ステップアップ助成金

ステップアップ助成金は、障がい者の給料増額に努力し、全国平均以上の給料支給実績がある施設・事業所に対し、さらに多くの給料を支払うための事業資金として上限200万円を助成します。

(1) 募集内容

- ① 助成金額 上限200万円
- ② 助成件数 20件程度
- ③ 助成対象事業
 - 障がい者の給料増額に効果的な事業、設備に限ります
 - 現在ある備品等の代替費用および材料費等の消耗品は対象になりません

(2) 応募要件

- ① 厚生労働省が発表した平成26年度全国平均工賃額14,838円以上^{*3}を支給していること
- ② 平成27年4月から1年間の給料支給実績がない事業所・施設は対象になりません
- ③ 平成30年2月末日までに事業を完了し、助成金を受給すること
- ④ 助成対象となる事業所・施設
 - 就労継続支援A型事業所・就労継続支援B型事業所・福祉工場
 - 地域活動支援センター・生活介護事業所

※3 $\text{年間給料総支給額} \div (\text{期末在籍数} \times 12 \text{ヵ月})$

$\text{年間給料総支給額} \div (\text{期末定員数} \times 12 \text{ヵ月})$

どちらかで試算した月額平均給料が14,838円以上支給していれば可

II. 障がい者福祉助成金

下記の助成対象事業に該当する助成金を「障がい者福祉助成金」とします。対象となる事業を一つ選択して応募してください。

(1) 募集内容

- ① 助成総額 500万円 1件あたり 最大 100万円

② 助成対象事業

会議・講演会・研修・出版・啓発・調査・研究・スポーツ・文化の事業等

(2) 応募要件

- ① 平成30年2月15日までに完了する事業に限ります
- ② 波及効果の望める事業を優先します

Ⅲ. 応募方法 (以下の書類を揃えて提出してください)

(1) 障がい者給料増額支援助成金を申請する施設・事業所

- ① 「1. ジャンプアップ助成金申請書」あるいは「2. ステップアップ助成金申請書」
- ② 企画書 (書式自由 具体的な売上・給料増額計画をA4用紙3枚程度にまとめたもの)
- ③ 「障がい者給料増額支援助成金 添付資料No.1・No.2」
(平成27年度の収入・給料支給実績、平成28年度の収入・給料支給の見通し、平成29年度と平成30年度の収入・給料支給計画)
- ④ 平成27年度工賃実績報告書のコピー (利用者の給料支給実績を都道府県へ提出している事業所) 提出していない事業所は平成27年度の給料総支給額と定員数がわかる書類のコピー
- ⑤ 平成27年度収支決算書コピー (就労支援会計と福祉会計の収支が記載されたもの)
- ⑥ 見積書・パンフレットなど価格のわかる資料

(2) 障がい者福祉助成金を申請する団体・事業所

- ① 「3. 障がい者福祉助成金申請書」
- ② 企画書・スケジュール・費用積算表 (書式自由、A4用紙に限ります)

Ⅳ. 応募期間

平成28年10月1日(土)～平成28年11月30日(水) (当日消印有効)

Ⅴ. 選考結果の通知

平成29年3月開催予定の選考委員会で決定し、その結果を文書にて通知します
(ホームページに掲載)

Ⅵ. 提出・問合せ先等

提出先

郵便番号 104-0061
住 所 東京都中央区銀座2-12-18ヤマト銀座ビル7階
公益財団法人ヤマト福祉財団 助成金事務局あて

問合せ先

TEL 03-3248-0691
FAX 03-3542-5165
公益財団法人ヤマト福祉財団 助成金事務局
当財団のホームページからも応募様式 (申請書PDF、添付資料No.1・No.2エクセル表) をダウンロードできます。

